

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目 次

【開 会】	.....	4
【議案第 9 号】	平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	4
【議案第10号】	平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）	16
【議案第11号】	平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	17
【議案第14号】	矢板市子ども未来基金条例の制定について	18
【議案第15号】	矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定について	21
【議案第17号】	矢板市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について	23
【議案第18号】	矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	25
【議案第19号】	矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	26
【議案第20号】	矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について	28
【議案第23号】	矢板市介護保険条例の一部改正について	29
【議案第24号】	矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	31
【陳情第42号】	東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情（継続）	32
【委員長報告】	.....	34
【閉 会】	.....	34

## 1 日 時

平成31年 3月 5日(火) 午後1時00分(開会)～午後4時00分(閉会)

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 佐 貫 薫

副委員長 関 由紀夫

委 員 藤 田 欽 哉 和 田 安 司 中 村 久 信

石 井 侑 男 中 村 有 子 渡 邊 孝 一

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(29名)

### (1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 横 塚 順 一

### (2) 総合政策課(4人)

① 総合政策課長 室 井 隆 朗

② 電算統計班長 石 川 民 男

③ 電算統計班主幹 齋 藤 浩 明

④ 政策企画担当 加 藤 清 美

### (3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 沼 野 晋 一

### (4) 総務課(6人)

① 総 務 課 長 三 堂 地 陽 一

② 行 政 担 当 佐 藤 賢 一

③ 人 事 担 当 小 野 崎 賢 一

④ 人 事 担 当 副 主 幹 星 宮 良 行

⑤ 財 政 担 当 佐 藤 裕 司

⑥ 管 財 担 当 谷 中 清 吉

### (5) 税務課(2人)

① 税 務 課 長 高 橋 弘 一

② 資 産 税 担 当 荒 浪 弘 和

### (6) 社会福祉課(3人)

① 社会福祉課長 永 井 進 一

② 社会福祉担当 橋 本 幸 江

③ 生活福祉担当 田 城 宣 宏

### (7) 高齢対策課(3人)

① 高齢対策課長 柳 田 和 久

② 高齢福祉担当 高 橋 理 子

③ 介護保険担当 日 賀 野 真

### (8) 子ども課(2人)

① 子ども課長 石 崎 五百子

② 泉保育所長 塚 原 由

### (9) 健康増進課(2人)

① 健康増進課長 細 川 智 弘

② 国保医療担当 高 久 聡 子

### (10) 暮らし安全環境課(2人)

① 暮らし安全環境課長 小 瀧 新 平

② 危機対策班長 柳 田 豊

### (11) 市民課(1人)

① 市民課長 星 野 朝 子

### (12) 出納室(1人)

① 出 納 室 長 鈴 木 康 子

### (13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森 田 昭 一

## 6 担当書記

黒 崎 真 史、水 沼 宏 朗

## 7 付議事件

- 【議案第 9 号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）
- 【議案第10号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 【議案第11号】 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 【議案第14号】 矢板市子ども未来基金条例の制定について
- 【議案第15号】 矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定について
- 【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について
- 【議案第18号】 矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 【議案第19号】 矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 【議案第20号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 【議案第23号】 矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第24号】 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

## 8 会議の経過及び結果

### 【開 会】

---

- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

(13時00分)

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、

【議案第 9号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

【議案第10号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第11号】 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第14号】 矢板市子ども未来基金条例の制定について

【議案第15号】 矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定について

【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について

【議案第18号】 矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

【議案第19号】 矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

【議案第20号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

【議案第23号】 矢板市介護保険条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての11件である。

【議案第 9号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

---

- 委員長 「議案第9号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

今回の一般会計補正予算は、事業確定あるいは、入札に伴う執行残等の減額補正等が主な内容である。

(「平成30年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から7頁までにより説明。)

(詳細について「平成30年度予算に関する説明書」4頁から23頁までにより説明。)

## 歳入

1款1項1目 個人市民税は、5,200万円の追加補正である。

1款2項1目 固定資産税は、償却資産等が減額になり、2,600万円の減である。

1款6項1目 都市計画税は、300万円の増である。用途地区内の新築家屋がふえている理由からの増である。

9款1項1目 地方特例交付金は、349万6千円の増額補正である。

12款1項2目 民生費負担金は、私立保育所の利用者の負担金がふえたことによる増である。

14款1項1目 民生費国庫負担金 施設型等給付費負担金では相反する説明となるが、児童福祉費負担金の中で、施設型等給付費負担金は454万1千円ふえている。こちらは、ゼロ歳あるいは1歳児の入園児童がふえたことによる増加である。一方で児童手当負担金は、対象人数の子どもが減っており、そのために2,484万8千円の減となっている。子どもは減っているが、預け入れる児童はふえているという状況で、片方はふえ、片方は減っているという状況である。

14款2項2目 民生費国庫補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金737万円は、グループホーム来夢への補助である。プレミアム付商品券事務費補助金236万3千円は、来年度予定している商品券の発布に係る事務費の経費。

14款2項4目 土木費国庫補助金 道路改良事業費補助金は、スマートIC、橋りょう維持が減額になっており、あわせて709万5千円の減額。

14款2項5目 教育費国庫補助金 1節の幼稚園奨励費補助金は、対象人数の減に

よるもの。

2節の小学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、東小学校のトイレの改修が不採択になったことによる減。また、空調関係でわずかながら減となっている。

3節の中学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、空調関係のみであるが減となっている。

1 4 款 3 項 2 目 民生費委託金 基礎年金事務費等交付金は、国民年金のシステム改修に係る経費の追加計上である。

1 4 款 3 項 3 目 農林水産業費委託金 指定廃棄物保管業務委託金は、実績による減額である。

1 5 款 1 項 1 目 民生費県負担金 1 節の国民健康保険基盤安定負担金は、確定による 2 9 1 万円の増。

2 節の施設型等給付費負担金、児童手当負担金は、国庫負担負担金と連動しており、ゼロ歳、1 歳児の入園児はふえたが、対象人数は減っていることから、片方はふえ、片方は減っているということである。

1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 乳児保育事業費補助金は、1 歳児の担当保育士増員の事務費補助で、5 6 7 万円の減額。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 1 節の農業委員会費補助金は、農地台帳データ入力を賃金で雇い入れてする予定であったが、職員が自前でやったということ減額となったもの。団体営土地改良事業費補助金は、菅ノ沢分の不採択による減。畜産環境総合整備事業費補助金は、落札による残額分の減。経営所得安定対策等推進事業費補助金は、国庫補助金の不採択による減額。新規就農総合支援事業補助金は、事業確定による減。東日本大震災農業生産対策事業費補助金も事業確定による減。経営体育成支援事業費補助金は、申請がなかったことによる減。

2 節の林業費補助金、森林整備地域活動支援推進事業費補助金は、国の補助メニューが縮小されたことによる減。イノシシ捕獲促進強化事業費補助金は、賃金分で

あるが、確定による減。緊急捕獲活動推進事業費補助金は、鹿・イノシシの捕獲頭数がふえていることでの増額補正。

15款3項1目 総務費委託金 栃木県議会議員選挙費委託金は、来年度早々に行われる県議会議員選挙の準備に係る経費。

16款2項1目 財産収入 不動産売払収入は、追加で売れたということで3,000万円の増額補正。

17款1項1目 教育費寄附金 教育費寄附金は、毎年いただいている大田原信用金庫からの20万円の指定寄附である。歳出では大田原信用金庫の文庫が図書館にあり、そちらのほうへ図書を買入れるために使わせていただいている。

18款1項1目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、戻し入れをしており、1億2,587万2千円を財調へ戻している。

18款1項2目 減債基金繰入金 減債基金繰入金は、とちぎフットボールセンターの繰上償還分で9,285万2千円を減債基金から償還する予定である。

18款1項5目 ふるさと納税基金繰入金 ふるさと納税基金繰入金1,000万円を取り崩して充当するもの。

20款3項4目 災害援護資金貸付金収入 災害援護資金貸付金返還金22万7千円の減は、東日本大震災時にお宅が被災した方に貸し付けをしているが、返済が平成30年度からスタートしたが、なかなか厳しいということで支払い猶予の申請をいただいております、返済額分を減額させていただいている。返済を予定していたものを猶予を認め入ってこないということでの減額である。

20款4項4目 雑入 その他の雑入は、塩谷広域行政組合、木幡安沢1号線の減額。

21款1項2目 農林水産業債 県営土地改良事業、団体営基盤整備促進事業はいずれも減額補正。

21款1項3目 土木債 1節の道路整備事業は、先ほどの起債のところの減額補正と同様で減額。

2 節の市街地整備事業もわかば通りの関係で減額。

2 1 款 1 項 5 目 教育債 1 節の小学校債、学校教育施設等整備事業は、東小学校のトイレ改修、空調関係

3 節の中学校債、学校教育施設等整備事業は、空調関係。

#### 歳出

2 款 1 項 1 目 一般管理費 退職手当負担金は、退職予定者 2 名分の負担金を増額補正。

2 款 1 項 2 目 広報広聴費 広報費は、いずれも請負残で、入札をして残ったものを減額補正している。印刷製本費が広報の印刷費、委託料がホームページのリニューアルに係る経費の残。

2 款 1 項 5 目 財産管理費 備品購入費 1 9 7 万円の減は、庁用車として 4 t トラックを買った際の入札残、中型バスを購入した際の予算残を減額したもの。市営バス運行事業の委託料についても入札をかけ執行残による減。

2 款 1 項 6 目 企画費 企画調整費の報酬は、地域おこし協力隊の着任時期が、当初 1 0 月から 3 人を見込んでいたが、2 月から 2 人となったため、その分を減額したもの。

2 款 4 項 3 目 栃木県議会議員選挙費 報酬、時間外勤務手当は 3 月 2 9 日告示ということで前準備が必要となるため、その分の経費を 3 月補正で計上したもの。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付商品券発行事業は、発行に係る経費で、繰越明許にも上げているがその分の経費である。

国民健康保険特別会計繰出金 2 2 2 万 9 千円は、保険基盤安定繰出金の額の確定による補正。

3 款 1 項 2 目 老人福祉費 高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業は、繰越明許でも上げているが、グループホーム来夢に係る経費。

老人保護措置事業の 5 5 0 万円減は、入所者の死亡による減。



3款2項1目 児童福祉総務費 子育て支援事業、償還金、利子及び割引料427万4千円は、前年度事業費精算の確定による返還金。積立金は、この後、条例制定の議案としても説明があるが、子ども未来基金に4,500万円積む予定である。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業、負担金は病児病後児保育連携での増額補正。補助及び交付金は1歳児担当保育士の増員が当初見込んだよりも少なかったということで補助金の減額をしている。

施設型等給付費、扶助費は給付単価の高い低年齢児、ゼロ歳・1歳児がふえたため、歳入のところで説明したとおり、子どもの人数は減っているが、預け入れる低年齢児の数はふえているということである。

児童手当等給付事業、扶助費は対象人数が減っていることでの3,500万円の減。

4款2項2目 塵芥処理費 委託料は、入札による執行残。

6款1項1目 農業委員会費 賃金83万6千円の減は、農地台帳データ入力のため臨時職員で対応する予定でいたが、職員が行ったため浮いたもの。

6款1項2目 農業総務費 補助及び交付金は、経営体育成支援事業の実績がなかったことによる減。

6款1項3目 農業振興費 農業振興事業、補助及び交付金は、新規就農者研修事業と園芸作物振興支援事業が実績がなかったため減額している。

道の駅管理事業、投資及び出資金は、出資金を100万円減額したもの。

安全安心米づくり補助事業、補助及び交付金は、施肥面積が少なかったことによる減。

6款1項4目 畜産業費 畜産振興事業、委託金は指定廃棄物の管理業務の請負残。

八方ヶ原牧場管理事業、消耗品費は肥料の施肥量が少なかったことによる減。

畜産環境総合整備事業、補助及び交付金は測量設計落札結果による補助金の減。

6款1項5目 生産調整推進対策事業費 補助及び交付金は、国庫補助の不採択によ

る減。

6款1項6目 農地費 県営土地改良事業、負担金は補助事業割当てが減となったことで連動して負担金も減となるもの。

団体営基盤整備促進事業、委託金は、立足の農道整備の国庫補助が不採択となったことによる減。工事請負費は、乙畑地区にある菅ノ沢の事業が不採択ということでの減額。

6款1項9目 地域農政管理費 農業経営基盤強化促進対策事業、補助及び交付金は、機構集積協力金の申請はふえているが、一方で農業次世代人材事業あるいは個別農業経営法人化等取組み支援の申請者は減っているということで、相殺すると減となるものである。

6款2項2目 林業振興費 有害獣駆除事業、賃金は、鹿・イノシシの捕獲わなの見回り、処分補助が見込みより少なかったということで減っている。一方で捕獲頭数はふえているということで報償費のほうは増額補正をしている。

森林整備地域活動支援推進事業、補助及び交付金は、国の補助メニューが縮小されたことによる減。

木材利用拡大事業、補助及び交付金は、申請見込みがないということでの減。

8款2項3目 道路新設改良費 道路新設改良事業（交付金事業）、工事請負費は、扇町荒井1号線の交付決定に伴う減額補正。

道路新設改良事業（安沢地区）の公有財産購入費、補償、補填及び賠償金は、執行残。

スマートIC整備事業では、予算の組み替えをしている。公有財産購入費と負担金を工事請負費のほうに1,430万円入れ替えをしている。公有財産購入費と負担金を減額し、工事請負負担金を増額している。

8款4項1目 都市計画総務費 定住促進費、定住促進補助事業の補助及び交付金は、事業の見込みとして500万円を減額している。

- 8款4項2目 公園維持管理費 都市公園維持管理事業の委託料は、請負残140万円。
- 8款4項3目 街路事業費 わかば通り整備事業の委託料も、請負残100万円。
- 8款5項1目 住宅管理費 市営住宅管理事業の光熱水費は、共益費を住宅の方たちが管理をするということで移行作業をしていたが、その手続きが完了したので、共益費も計上していたがその分の光熱水費を減額するもの。
- 10款1項2目 事務局費 矢板市立学校教職員配置事業の賃金は、年度途中で市費であった先生が県費になったということが主な理由で、300万円の減。
- 10款1項3目 幼稚園振興費 幼稚園振興事業の補助及び交付金は、対象人数が減ったことによる減。
- 10款2項1目 学校管理費（小学校） 小学校給食事業の賃金は、臨時調理員の採用を控えたということでの減額。
- 10款2項2目 教育振興費（小学校） 小学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、バスの借上げを当初見込んでいたが、借り上げずに市有バスで対応できたものもあったということで減額補正するもの。
- 10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業、委託料は、東小学校、矢板小学校のトイレ改修設計業務委託の請負残。工事請負費5,600万円の減は、東小学校のトイレ改修が国庫不採択ということで減額をするもの。
- 10款3項1目 学校管理費（中学校） 適応指導教室管理事業の嘱託員等社会保険料は、雇用保険の不足分1万9千円を増額するもの。
- 10款3項2目 教育振興費（中学校） 中学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、バス借上げを市有バスで対応できたことによる減。
- 10款4項1目 社会教育総務費 学校支援地域本部事業の賃金は、放課後子ども教室への参加児童が減っていることにより、指導員も不要であったということで100万円の減。

10款4項3目 図書館費 図書館管理事業の備品購入費は、大田原信用金庫からいただいた20万円を全て図書購入に充てるための補正。

10款5項2目 体育施設費 体育施設整備事業の補助及び交付金は、スポーツ振興起業支援事業費補助金ということで、クラウドファンディングに1,000万円を計上している。

12款1項1目 元金 交際費管理事務(元金)の償還金、利子及び割引料9,285万3千円は、減債基金を充てて繰上償還をする予定のもの。

人件費については、「平成30年度予算に関する説明書」20頁及び21頁の「給与費明細書」で説明させていただく。

1 特別職で、比較の欄に5人という数字がある。約500万円の減額となっているが、こちらは地域おこし協力隊の採用時期がずれたことと、3人を予定していたところが2人になったということで1名減となっている。それから県議選は投票管理者が1名、立会人が2名で対応するが、それが2日分で6人となる。その6人から地域おこし協力隊分の1名を引いた5人がその他の特別職の5人となる。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村久信委員 「平成30年度予算に関する説明書」12、13頁、来年度の事業と条例にも関係してくるが、子育て支援事業の積立金4,500万円については、基金を設けてその益で運営していくものと理解している。どれくらいの実を考えているのか。

○総務課長 4,500万円は、児童関連の交付税をここに充てる。できれば今回条例案が議決され制定され、この補正予算案をとおしていただいた後には、市民の方にも公募し寄付を募って、できるだけふやしていき、利子の運用もそこでできればと思う。

そもそも基金を始めたきっかけは、子育て世代の親や、子ども達に対するサービスのあり方が、時代の流れとともにサービスのあり方が問われると考えている。それに

対応できるように、お金は限りなく、どこまでというのではなく、あればあっただけサービスは行き届くと思うので、メニューの内容は変えつつ、基金の額はふやしていきたい考えである。

- 中村久信委員 今回の4,500万円と、出ている条例案と、来年度当初予算案にも関係するとは思いますが、今回は4,500万円が出てきた。私が聞きたいのはその必要性の部分ではなく、どれくらいの規模を考えているのかという構想の部分を探ねたい。

必要性の部分は条例のほうに関わってくるので、また違ったものになるので、補正の段階でどれくらいの規模を構想として持っているか。

- 子ども課長（石崎五百子） 子ども基金の創設については、一般的に基金を創設するというのは、お金を積み立てていってその益で運用することが通常かと思うが、今回の子ども基金については全員協議会でも報告したように、子ども医療費の現物給付の拡大を見送った分を、違う子育て施策に充てようということできたものである。今後も拡大するつもりで、現物給付でどれだけかかるかを試算してその部分について子育て支援に回していくという考えである。

たしかに子ども医療費の現物給付については熱い要望があり、子ども課としても現物給付の拡大はやりたいというところはやまやまであるが、それに伴う、リスクというか、ペナルティというか、そういったものが拡大をしてしまうということ懸念している。それであれば、皆様にこれからお伺いして、どういった子育て支援が皆様にとって重要かということをお伺いしながら違うほうに振り分けていくための基金ということになった。そのため、皆様が想定されている通常の積立とは異なるということでご理解いただきたい。

- 中村久信委員 丁寧な説明をいただき、その趣旨等については全協での説明でも理解した。先ほどお尋ねしたのは、あくまでも基金を積み立てるということは、その原資をつかうのではなく、益を原資としてという受け止め方をしたので、4,500万円の原資ではそれほどの益はでないので、将来的にはどのくらいの規模で考えているの

かということであった。子ども課長の説明であると、とにかく現物給付に見合うようなものを積立てし、その積立金の中から必要に応じて子どもたちに色々と給付、サービスを施しますと。だから、基金とは言いながらそれは取り崩していきますという趣旨だと理解したので、そういうことであれば了解である。

○和田委員 2点ほど質問させていただく。

庁舎建設積立基金については、今回載っていないが方向性としてどのようなようであるか。本年度できるのかどうか。年度が終了してから額が決定するのかなど、その方向性、目安について伺う。

○総務課長 結論から言うと、現時点では積み立てる財源がないという状況である。当初、我々財政当局で考えたのは、庁舎基金は第一義的に考えていたが、ご案内のとおり財政調整基金に1億2,500万円程度を戻している。標準財政規模の10%くらいを目安に考え、それを確保するためにこの金額を確保した。庁舎のほうにも積立てをしたかったが、ふるさと納税基金のほうへは4億弱入っているが、もともとは財政調整基金を一旦取り崩して出しており、そのことで財調を4億5,000万円くらい使っているのです、その分財調が減っているということで、まずはそちらを優先して手当てしようということで、現在の状況では庁舎基金のほうへは積み立てられないという状況である。

ただし、来年度以降は、ことしは大型事業もピークを迎えたり仕上げにかかっている状況でもあるので、それを越えれば少しは余裕が出てくるのかなと思うので、積み立てたいと考えている。

○和田委員 1点目は了解した。

2点目であるが、「平成30年度予算に関する説明書」19頁、学校建設費（小学校）の工事請負費5,630万円の減額であるが、これは全額東小学校のトイレに係る工事がなくなったことによるものと理解してよいか。

○総務課長 お見込みのとおり。

○和田委員 私が確認したところ、新年度予算では、東小学校のトイレ工事は9, 130万円の予算立てになっているかと思う。数字に開きがあるがどのような理由か。

○委員長 暫時休憩する。 (13:51)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:56)

○和田委員 私が比較したのは、予算審査特別委員会に関することであるので、補正予算に関する審査事項ではないので、その違いについては、予算審査の分科会の中で説明をいただければ結構である。

(後に、予算審査特別委員会総務厚生分科会の審査において説明された。(平成30年度は、北側校舎のみの予定であったものが、平成31年度は、南側の管理棟部分も改修の対象としたことによる増額。))

ただ、私があえて指摘したかったのは、東小学校のトイレ改修については、一般質問で議員からも出ていた。経緯を説明して欲しいとの趣旨であったが、新年度に予算立てしていたのであれば、新年度に着工する旨の答弁をするべきであったのではと強く感じたところである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

【議案第10号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

○委員長 「議案第10号 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（柳田和久）

（「平成30年度矢板市補正予算書」9頁を朗読。10頁及び11頁により説明。）

（詳細について「平成30年度予算に関する説明書」28頁から29頁により説明。）

今回の補正の主な理由は、介護保険法の改正に伴い、新たに保険者機能強化推進交付金が創設され、その交付決定があったことに伴うものである。

歳入

3款2項5目 保険者機能強化推進交付金 現年度分478万8千円は、先ほど申し上げたとおり、新たに創設された交付金であり、具体的には、市町村が行う自立支援あるいは介護重度化防止の事業に取り組むことに対する国の財政支援である。

歳出

5款1項1目 基金積立金 先ほど歳入で申し上げた交付金については、事業は3款の地域支援事業で全額充当されるが、そのことにより充当額相当の第1号被保険者の保険料に余剰金が生じるため、同額の478万8千円を積立金のほうへ積み立てるものである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）



○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決された。

【議案第11号】 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

---

○委員長 「議案第11号 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「平成30年度矢板市補正予算書」13頁を朗読、14頁及び15頁により説明。）

（詳細について「平成30年度予算に関する説明書」34頁及び35頁により説明。）

今回の補正は、低所得者対策としての保険基盤安定繰入金の確定による一般会計繰入金及び平成29年度繰越金を確定し、それらを国保財政調整基金に積み立てるもの。

歳入

8款1項1目 一般会計繰入金 一般会計からの国民健康保険基盤安定負担金の保険税軽減分及び保険者支援分の確定による補正。

9款1項2目 その他繰越金 平成29年度からの繰越金。

歳出

7款1項1目 財政調整基金積立金 繰入金及び繰越金を国保財政調整基金へ積み立てるもの。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決された。

**【議案第14号】 矢板市子ども未来基金条例の制定について**

---

○委員長 「議案第14号 矢板市子ども未来基金条例の制定について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「提出議案説明書」9頁、議案第14号を朗読。)

(「議案書」3頁を朗読、4頁及び5頁により説明。)

先の全員協議会で説明したとおり、本基金については、子育て支援に要する経費で、目的は子育て支援の事業の経費に充てるための基金を設置するもの。

経過としては、子ども医療費の現物給付の拡大を見送り、その拡大をした分の増加額を基金に積み立て、さまざまな子育て支援策に充てていく予定である。今年度については、4,500万円を積み立てる予定である。

条例案本文にあるように、毎年度基金を予算に定め基金に積み立てていくこととしている。

管理、運用益金の処理、繰替運用は記載のとおりである。

目的が子育て支援に限定されているため、処分についても子育て支援にのみ使うことになる。今後の本基金の活用については、来年度の6月補正で、この基金を財源とする子育て支援事業を開始したいと考えている。

まず、学校給食費の一部無償化や、小中学生の新1年生の体育着の無償配布、おたふく風邪の予防接種の助成、視覚検査機器などの購入に充てていく予定である。

さらに、10月から開始される保育料無償化に伴う事業等も考えている。まだ具体的な事業の計画は立っていないが、そういったものも必要であると考えている。

今後も、子育て中の皆さんと話し合いをしながら、どういった目的の使い方をしたらよいかを決めていきたいと考えている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 条例案については理解をした。説明の中で、運用については6月くらいを目途に詳細を決めるということであった。ということは、条例に基づく運用規程か何かをお示しいただけるということまで理解してよいか。

○子ども課長 運用規程というよりは、基金の目的、使い道ということであるので、補正予算として使い道を示して議会に提出したいと考えている。

○和田委員 この条例の中で附則として何かを付けるということではなく、お金を自由裁量で使い道を決めていくということによいか。

○子ども課長 目的が子育て支援ということに限定されているので、限定されている事業について予算化をしたいと考えている。

○中村久信委員 第3条の規定は、安全な運用方法というような規定になっていると思うが、先ほどの子ども課長の説明だと、この基金を都度使っていくようなことであった。そういうことであると、流動性を持たせなければならない。これを運用するに当たっては、自由に出し入れできる幅が極めて狭いという理解でよろしいか。

○子ども課長 そのようなことになろうかとは思う。4,500万円を1年間で使い切

るということではなく、状況に応じた使い方が必要になってくると思うので、例えば半分を使って半分は次年度に繰り越すなどの考えもあると思う。全額を出し入れ自由というわけではないと考えている。

○中村久信委員 運用するには、できるだけ運用益が上がることを考えなきゃいけないという、金庫番としてはそういう使命があると思う。かつ、安全第一で、次に運用益が高いという選択をしていく中で、選択肢が年度内にいつ取り崩さなきゃいけないかわからないようだと、流動性の高いものしかできないのではないかという意味合いでの質問である。計画性をもって来年度4,500万円のうち、2,000万円は使う予定であれば、2,500万円は1年間使わないということでも多少なりとも有利な商品にできるということになるが、その辺はどのように考えているか。

○子ども課長 中村久信委員のおっしゃるとおりで、6月に市と金額を決めて、残りについては、指摘のとおり残すかどうかはその時まで決めていきたい。

次年度からについては、前年度に、当初予算で目的を決め、残りの分についても高い運用のできるものについて運用していきたいと考えている。

○和田委員 確認であるが、条例案を見て気になったのは目的の部分である。基金を作る目的が抽象的で見えてこなかった。当初予算のときに何に使うかをはっきり明示して運用していくという捉え方でよろしいか。

○子ども課長 お見込みのとおり。

○和田委員 そうすると、6月ではなく、当初予算ということは今回の予算審査のときに使い道について示されるということによろしいか。

○子ども課長 3月に基金を積み立てて、3月議会の当初予算にかけることが時間的に不可能であったので、今年度に限り6月に予算計上させていただきたいと考えている。

次年度以降については、3月に当初予算として審査を受けたいと考えている。

○渡邊委員 第7条で、「市長が別に定める。」という規定を設けた理由は。

○子ども課長 初めてのことであるので、今後どういった課題とか問題が生じるかわか

らないため、そのときに対応するために規定することが必要であろうという判断からである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決された。

**【議案第15号】** 矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定について

---

○委員長 「議案第15号 矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「提出議案説明書」9頁、議案第15号を朗読。）

（「議案書」6頁を朗読、7頁から10頁により説明。）

第1条は、目的で、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施し、市民の健康保持及び増進に寄与することを目的としている。

第2条は、この条例の用語の定義である。

第3条は、基本理念で、歯と口腔の健康づくりの推進は次に掲げる次項を基本として行うものとしている。第1号は、歯科疾患の市民の理解を深めること、市民の歯科疾患の早期発見及び治療並びに予防の取組みを促進すること。第2号は、乳幼児期から高齢期までそれぞれ推進すること。第3号は、保健、医療など各分野が連携を図り、協力を得て推進すること。

第4条は、市の責務として、施策を策定し実施することとしている。

第5条は、市民の役割として、健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努める。第2項では、市民は歯科疾患を予防し、歯科検診もしくは医療を受けるなどし、健康づくりに取り組むよう自ら努めるものとする。

第6条は、歯科医師等の役割で、市が実施する施策に協力し、関係者と連携を図り、良質かつ適切な保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

第7条は、保健及び医療関係者の役割で、それぞれの業務において市に協力し、歯科医師等と連携を図り、市民の取組みの支援に努めるものとする。

第8条は、事業者の役割として、雇用する従業員の歯科医療サービスを受ける機会の確保を図り、従業員の健康づくりの取組みの支援に努めるものとする。

第9条は、具体的施策の実施で、市が推進するため基本とする施策の策定及びその実施内容。

第10条は、基本計画で、市長は計画を定めること。ただし、健康増進計画をもって代えることができること。第2項は、計画に掲げる事項。第3項は、計画は他の法律の計画と調和が保たれるものであること。第4項は、計画を定めたときは、公表しなければならないこと。

第11条は、基本計画の変更で、必要があるときは計画を変更することができること。

第12条は、財政上の措置で、市は、施策推進のため必要な財政上の措置を講ずる

よう努めること。

附則で、平成31年4月1日から施行することとしている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 第5条について、市民の役割で、努めることが規定されているが、条文で見ると知識理解を深めること、歯科検診、歯科医療を受けるなどとあるが、そういったものを積極的に受けるに当たって、市にほうではそれに対する助成などをする構想はあるか。

○健康増進課長 市では、歯周疾患健診というものを40歳、50歳、60歳、70歳、という節目ごとと76歳でも行っている。今までは70歳以上の方は無料であるが、自己負担が1,000円であった。この条例制定と関連して、これもワンコインで平成31年度は実施しようということで予算を計上しているところである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決された。

【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第17号 矢板市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一

部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」 9 頁、議案第 1 7 号を朗読。)

(「議案書」 1 3 頁を朗読、1 4 頁により説明。)

今回は、関係上位法の改正に伴う一部改正である。

こちらは、先の国会で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴い、民間労働法制が改正されたことを踏まえ、条例を改正するもの。

内容としては、長時間労働の是正が主な内容である。

改正条例の中に「第 8 条」に追加する規定があるが、条例の第 8 条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務というものが規定されている。既に、第 1 項ではその勤務として宿日直勤務、第 2 項では時間外勤務が規定されている。ここに新たに第 3 項を加えるものである。第 3 項の内容は、勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定めるというもので、それを加えて平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するというものである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 1 7 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 1 7 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。



したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

【議案第18号】 矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第18号 矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」10頁、議案第18号を朗読。)

(「議案書」15頁を朗読、16頁により説明。)

本議案は、学校教育法が改正されたことで、引用している条文にずれが生じたので、それを修正するための改正である。この条例の内容としては、地方公務員法第26条の5で定めている、自己啓発休業に関して定めたものである。

今回改正する第4条には、自己啓発休業の対象となる教育施設が定めてあるが、この引用条文は、学校教育法から引用している。この学校教育法が改正されたことにより、「第104条第4項第2号」が「第104条第7項第2号」になったということで、このずれを改正するものである。

学校教育法の中に、専門職大学というものが含まれた。この専門職大学を加えたものを引用するために改正するものである。

この条例は平成31年4月1日から施行するが、経過措置として、条例改正前に認めた自己啓発休業については引き続き認めることとしている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決された。

【議案第19号】 矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第19号 矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」10頁、議案第19号を朗読。)

(「議案書」17頁を朗読、18頁により説明。)

今回の改正は、地方自治法と地方自治法施行令の改正に伴い、条例第4条の2で引用する条文を改正するもの。第4条の2については、無償貸与あるいは減額貸与について規定している。地方自治法第238条の4については、行政財産の管理や処分について規定している。また、第169条関係については・・・

○委員長 暫時休憩する。 (14:35)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:17)

○総務課長 議案審査中に、議案書に不注意による錯誤が発覚したため、訂正させていただく。また、1時間程度時間をいただき大変申し訳ない。議案書の錯誤についても重ねてお詫び申し上げます。

訂正箇所は、お手元に正誤表をお配りしたとおりであるが、議案書の18頁、条例名に、矢板市財産の交換、譲与、無償「貸与」等とあるのは、正しくは「貸付」である。

あわせて、条例改正文の本文にも同様に「貸与」とあるのは、「貸付」が正しいものである。そのように訂正させていただく。

○委員長 ただ今の説明で委員から何かあるか。

(なし)

○委員長 引き続き説明を求める。

○総務課長 条例第4条の2には財産の無償貸付あるいは、減額貸与について規定している。その中で引用している地方自治法の第238条の4と地方自治法施行令第169条の内容が改正になっている。その改正の内容というのは、行政財産の土地の貸付はこれまでは建物の利用に限定されていたが、改正に伴い、工作物も対象とすることになった。あわせて、「地上権」を「私権」に改める。とあるが、こちらは、地上権のみであったが、権利の設定が私権、地役権というものであるが、そちらまで拡大になったということで権利の拡大の改正があったので、上位法に基づいての条例改正である。

この条例は、公布の日から施行することとしている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決された。

【議案第20号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第20号 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長（高橋弘一）

（「提出議案説明書」10頁、議案第20号を朗読。）

（「議案書」19頁を朗読、19頁及び20頁により説明。）

この市税条例の改正については、一部改正条例の一部改正となっている。平成29年12月定例会において議案第13号として提出し、議決をいただいている矢板市市税条例の一部を改正する条例において、新たに規定を追加する必要性が生じたために、その一部改正条例をさらに一部改正するというものである。

今回の改正内容については、2月の全員協議会において報告させていただいたところであるが、再度簡単に説明させていただく。ことしの10月1日から環境性能割が導入されることとなる。この環境性能割については、車の燃費性能に応じて現行の自動車取得税と同じように、車を取得したときに課税されるといったものである。

軽自動車税の環境性能割については、市税という扱いになる。現行の自動車取得税と同じように、栃木県が軽自動車の環境性能割も取得するということになっている。そのため、非課税や課税免除の対象車両を栃木県と県内全ての市町で統一する必要がある、今回市税条例に係る規定を追加するといったものである。

今回の改正では、3つの規定を新たに追加する。

第13条の2の2は、環境性能割の非課税の特例であり、栃木県が自動車税の環境性能割を非課税とする自動車と同じものを軽自動車税の環境性能割でも非課税とするといったもの。非課税の対象となる車両については、この条例には記載がないが、日赤が所有する軽自動車で、救急用や巡回診療用など日赤の事業の用に供するものが対象

となってくる。

第13条の2の3は、環境性能割の課税免除に関する規定である。栃木県が自動車税の環境性能割を免除する自動車と同じものを軽自動車税の環境性能割でも免除するといったもの。課税免除の対象となる車両については、NPO法人がその事業の用に供するため、無償で譲り受けた軽自動車が対応となってくる。

第13条の3の2は、環境性能割の課税免除及び申請の特例で、栃木県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うことになっているため、課税免除、減免の申請書を知事に提出することとする内容の規定である。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決された。

**【議案第23号】** 矢板市介護保険条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第23号 矢板市介護保険条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（柳田和久）

（「議案書」28頁を朗読、29頁により説明。）

この秋に、消費税が8%から10%へ増税になることに伴い、低所得者への保険料を軽減するというもので、軽減分は公費で手当てをする。国が1/2、県と市がそれぞれ1/4となる。

1月の全員協議会でも説明したが、概要について再度説明させていただく。

条例第4条第2項関係の改正は、介護保険料の保険料は、所得に応じて9段階に分かれているが、そのうち、世帯全員が住民税非課税の方、第1段階から第3段階の保険料を軽減するもので、第4条第2項で「32,400円」を「27,000円」とするという部分は、第1段階で最も所得の少ない方の分である。

そして、第4条に第3項として、次に所得の少ない方で、条例の本文にはないが現行54,000円であるものを、「45,000円」と読み替えるものを追加する。

第4項として、現行54,000円であるものを、「52,200円」と読み替えるものを追加する。

附則については、市長の定める日から施行すること。経過措置は、従前に課税された分は、なお従前の例によることとしている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決された。

○委員長 「議案第 2 4 号 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「議案書」 3 0 頁を朗読、 3 1 頁により説明。)

内容としては、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターに勤務している主任介護支援専門員の更新研修が今まではなかったが、これが 5 年ごとに更新しないと主任介護支援専門員としての資格がなくなるということで、それに伴う条例の改正である。

まず、1 点目として、条例第 1 条改正関係は、新たに項が追加になったことに伴う項ずれの対応。

次に、第 3 条改正関係は、先ほど説明したことの関係で、主任介護支援専門員の定義を詳細に規定していた部分を、シンプルに規定し直すというものである。このことで、今後、国の施行規則等が改正された場合でも、その内容がそのまま主任介護支援専門員のほうに読み込まれるということで、法改正があっても条例改正が不要となるように改めるものである。

附則については、公布の日から施行することとしている。

○委員長 これより議案第 2 4 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決された。

【陳情第42号】 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情 (継続)

---

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第42号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」を議題とする。

朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はあるか。

○委員長 暫時休憩する。 (15:36)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:38)

○和田委員 国のエネルギー施策についての陳情である。原発事故により私たち矢板市民、栃木県民も多大なる苦痛を被った。そういった中で、陳情の内容、趣旨としては賛同したいところであるが、1点気になるところは、東海第二原発を抱える6市村に対して意見書を出すということが陳情の趣旨である。我々議会として、ほかの自治体に意見書を提出するということが少し抵抗を感じるところである。その点について皆さんの意見を拝聴したい。

○委員長 先ほど和田委員の意見、6市村に対し意見書を提出するということに抵抗を感じるという点について、委員の意見をお聞かせいただきたい。

○中村久信委員 私も同様の考えで、いろいろと書かれている内容は理解するが、あえて同じ地方公共団体、横並びの団体に対して意見書を出すというのは、前に確認したときにルール上は出せるとのことであったが、疑問は感じるところである。

陳情では意見書提出先として、許可権限を持っているところ、または意見を聞かれ



る立場にあるところということで、意見を聞かれるところが6市村ということであるが、そこは分けて考えてほうがよいと考えている。

○委員長 6市村に意見書を出すということに関して違和感を覚えるという点では、委員各位も共感されているものと考えます。

委員長としては、6市村ではなく、国に対して意見書を出すことでどうかということをお委員各位に検討していただければと考えるが、意見を伺う。

○和田委員 たしか、この陳情については、矢板市の近隣市町にも出されている陳情であると思う。私どもは継続審査で今まで来ているが、結論を出している議会も多々ある。その中でも、不採択とした上で、国に対して、議会として、慎重な運用を求めるような趣旨の意見書を提出したところもあるかと思う。もしそういった参考となる例があれば提示いただきたい。

○委員長 そのような例については、調べて用意してある。那須塩原市と宇都宮市が提出した意見書がある。今からお手元に配付する。

○渡邊委員 配付いただいたような内容でよいと思う。私も福島第一原発の事故によって被害を受けた市民の1人である。今も被害を受けている。国に対して意見書を提出するというやり方には賛成である。皆さんの意見があれば同調したい。

○関委員 私も国に意見書を出すということであれば賛成である。

○中村久信委員 異議ない。

○委員長 暫時休憩する。 (15:44)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:55)

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第42号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第42号は、不採択とすることに決定した。

○委員長 暫時休憩する。 (15:55)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:59)

**【委員長報告】**

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

**【閉 会】**

---

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。 (16時00分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長